

業 務 概 況

平成28年度版

島 根 労 働 局

総務部編

1 総務課関係

(1) 情報公開法に基づく情報公開状況

請求件数	請求取下げ 件数	請求受理 件数	処理状況		
			開示	一部開示	不開示
10	2	8	0	6	2

(2) 個人情報保護法に基づく情報公開状況

請求件数	請求取下げ 件数	請求受理 件数	処理状況		
			開示	一部開示	不開示
12	0	12	2	9	1

2 労働保険徴収室関係

(1) 労働保険適用状況

平成28年3月31日現在の労働保険適用事業場数は21,205事業場で、前年度と比較すると132事業場(0.6%)増加している。

平成28年3月31日現在の労災保険の適用状況を業種別にみると、前年度同様、その他の事業が60.3%と最も高く、次いで建設事業21.9%、製造業12.6%の順となっている。

平成28年3月31日現在の雇用保険の適用状況を産業別にみると、卸売業・小売業が18.4%と最も高く、次いで建設業17.6%、製造業12.4%、医療・福祉11.5%、サービス業(他に分類されないもの)9.4%の順となっている。

(2) 労働保険事務組合の状況

平成28年3月31日現在の労働保険事務組合の数は、前年度と同数の81事務組合(うち、労働基準監督署が事務をつかさどる所掌1のみの認可労働保険事務組合は4事務組合)である。

労働保険事務組合への委託事業場数は9,922事業場で、前年度と比較し11事業場増加した。

全適用事業場に対する委託率(28年3月31日現在)は46.8%で、前年度と比較して0.2ポイント減少した。

(3) 徴収・収納状況

平成 27 年度の労働保険料徴収決定額は 12,386,203 千円で、前年度と比較し 18,389 千円 (0.1%) 増加している。

収納済額についても平成 27 年度は 12,229,777 千円で、前年度と比較し 54,576 千円 (0.4%) 増加している。

平成 27 年度の収納率は 98.74% で、前年度を 0.3 ポイント上回った。

労働基準部編

1 監督課関係

(1) 適用事業場及び適用労働者数

県内の労働基準法(関係法規を含む。)適用事業場数(官公署除く。)は、平成26年7月1日現在(経済センサス基礎調査より算出)、25,273事業場及び労働者数は239,909人となっている。

区分	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成21年	平成26年
適用事業場数	26,784	27,742	29,107	28,264	26,097	26,278	25,273
労働者数	249,963	237,293	244,110	240,926	236,294	243,457	239,909

(2) 監督実施状況等

ア 定期監督等

平成27年における定期監督等実施事業場数は、1,516事業場(家内労働関係を除く。)となっている。

このうち、何らかの法違反が認められたものは1,116事業場で、違反率は73.6%となっている。

イ 措置状況(使用停止等処分状況)

平成27年における使用停止等の行政処分件数は27件となっている。また、事項別では「機械による危険防止関係」が4件、「墜落等による危険の防止関係」が23件となっており、主な業種としては、建設業の16件と製造業の8件となっている。

(3) 申告処理状況及び相談受付状況

平成27年に受理した申告件数(家内労働法関係を除く。)は123件で、労働基準法に関するものがほとんどであり、内容としては、賃金不払い、その他、解雇関係の順となっている。

申告を受けて平成27年に監督を実施したものは117事業場で、そのうち82事業場(70.1%)に違反が認められた。

また、平成27年に受理した労働相談件数は、5,460件となっている。

(4) 賃金不払等処理状況

ア 賃金不払状況

平成27年における賃金不払件数は71件で、不払金額は39,648千円となっている。

このうち57件、17,642千円が解決している。

イ 未払賃金立替払事業の状況

平成27年の本事業により立替払を実施した事業場は3件、対象労働者は42人、総額は7,413千円である。

(5) 司法処分状況

平成27年における司法処分件数は5件である。

内容別では、労働安全衛生法関係が4件、労働基準法・最低賃金法関係が1件となっている。

(6) 労働時間関係

平成27年における島根県の労働者1人平均の年間総実労働時間数は、1,836時間（前年比32時間減）であり、全国平均1,784時間を52時間上回っている。

また、所定内労働時間については1,688時間（前年比32時間減）で、全国平均1,630時間を58時間上回っている。

2 健康安全課関係

(1) 労働災害の概況

島根労働局管内における死傷者数（休業4日以上、以下同じ。）は、中長期的には減少傾向にあり、平成27年においては、死傷者数が697人と、前年より22人（-3.1%）の減少となり、過去最少となった。

死亡災害については、中長期的には増減を繰り返しながら、近年は10人前後で推移しており、平成27年においては前年より2人減少し5人となった。

死亡災害の内訳を事故の型別にみると、「交通事故」によるものが3人、「転倒」によるものが2人であった。

ア 産業別労働災害発生状況

(ア) 製造業

製造業における死傷者数は153人で全産業の22.0%を占めており、前年と比較して5人（-3.2%）の減少となった。業種別の割合をみると、食料品製造業で製造業全体の32.0%を占めており、次いで機械器具製造業、窯業土石製品製造業の割合が多い。

(イ) 建設業

建設業における死傷者数は106人で全産業の15.2%を占めており、前年と比較して12人（-10.2%）の減少となった。事故の型別では、「墜落・転落」が38人で建設業の死傷者の約4割を占めた。死亡災害は発生しなかった。

(ウ) 運輸交通業

運輸交通業における死傷者数は57人で全産業の8.2%を占めており、前年と比較して4人（-6.6%）の減少となった。運輸交通業のうち、道路貨物運送業における死傷者数は53人であり、前年と比較して2人（3.9%）の増加となった。

(エ) 林業

林業における死傷者数は53人で全産業の7.6%を占めており、前年と比較して11人（-17.2%）の減少となった。事故の型別では、「切れ・こすれ」が13人で林業の

死傷者数の約4分の1を占めている。

(オ) 第三次産業

第三次産業における死傷者数は294人であり、前年と比較して3人(1.0%)増加した。全産業に占める割合は42.2%となっている。第三次産業のうち、小売業における死傷者数は79人であり、前年と比較して13人(19.7%)増加し、社会福祉施設も76人で前年と比較して8人(11.8%)増加した。死亡災害については、小売業で「交通事故」により3人が死亡している。

イ 事故の型別労働災害発生状況

労働災害を事故の型別にみると、転倒災害(133人)が最も多く、次いで墜落・転落災害(113人)、はさまれ・巻き込まれ災害(85人)となり、これらの事故の型で全体の47.5%を占めている。

(2) 労働災害防止対策

近年の労働災害発生状況を踏まえ、平成25年から5年間の期間とする「島根労働局第12次労働災害防止計画」を策定し、小売業における大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上、社会福祉施設における腰痛予防、林業における切れ・こすれ災害の対策、道路貨物運送業における荷役作業中の労働災害防止、建設業における墜落・転落災害防止、製造業における機械の本質安全化など、業種ごとの労働災害の特徴を踏まえた指導を行っている。

また、事業場における自主的な安全衛生活動を促進するため、リスクアセスメントの取組の推進に向けた指導を行っているほか、労働災害防止団体が中心となって開催している活動を支援している。

(3) 業務上疾病の発生状況

業務上疾病の発生状況は、平成27年においては平成26年と比較して13人減少し36人となった。このうち負傷に起因する腰痛(18人)が最も多く50.0%を占めている。また、じん肺症及びじん肺合併症の発生はなかったが、振動障害は前年と比較して1人増加し2人となった。

(4) 健康診断の状況

平成27年における定期健康診断の実施結果をみると、何らかの検査項目で有所見となった者は、受診者の半数以上の55.8%であり、前年と比較して、0.5ポイント減少した。全国より有所見率が高いこと、どの業種でも半数以上に有所見者が認められることから、高齢化が進んでいることによるものと考えられる。

(5) 労働者の健康確保対策

事業場の過重労働・メンタルヘルス対策の取組等を推進するため、衛生委員会の設置、産業医や衛生管理者の選任、健康診断及び事後措置の実施、長時間労働者に対する医師による面接指導等について指導するとともに、島根産業保健総合支援センター及びその

地域窓口（旧地域産業保健センター）の利用促進を図っている。また、平成 27 年 12 月 1 日から施行されたストレスチェック制度や平成 28 年 6 月 1 日から施行された化学物質リスクアセスメントについても円滑に行われるよう講習会を開催する等周知を図った。

さらに、建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策について、解体現場において指導を行っているほか、トンネル建設工事等における粉じん障害防止対策の徹底について、労働災害防止団体、発注機関等への周知・指導を実施している。

このほか、熱中症予防対策についての指導、受動喫煙防止対策助成金の周知等を行っている。

3 賃金室関係

(1) 最低賃金関係

ア 当局において決定している最低賃金には、地域別最低賃金である「島根県最低賃金」と、その他に①「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」、②「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、③「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、④「自動車・同附属品製造業」、⑤「百貨店、総合スーパー」、⑥「自動車（新車）小売業」の 6 件の特定（産業別）最低賃金がある。

イ 最低賃金の周知・徹底については、関係行政機関に広報を依頼するとともに、各市町村、各商工会議所等に対しポスター、リーフレット等の配布や、広報紙（誌）への掲載を依頼する等によりその周知を図っている。また、最低賃金の履行確保のための監督指導を各署において実施している。

(2) 家内労働関係

ア 当局において決定している最低工賃は、①「和服裁縫業」、②「電気機械器具製造業」、③「外衣・シャツ製造業」の 3 件である。

イ 家内労働法及び最低工賃の周知・徹底については、関係行政機関、家内労働者関係団体等に広報を依頼して周知を図っている。

ウ 家内労働者の安全の確保及び健康の確保については、家内労働安全衛生指導員を委嘱して、委託者及び家内労働者に対し巡回指導を実施している。

4 労災補償課関係

(1) 労災保険給付支払状況

平成 27 年度における労災保険給付支払総額は 39 億 8,896 万円で、前年度と比較して 2 億 5,068 万円（-5.9%）の減額となった。

給付の種類別にみると、療養（補償）給付 10 億 4,517 万円（労災保険給付支払総額比 26.2%）、休業（補償）給付 5 億 2,701 万円（同 13.2%）、障害（補償）一時金 1 億 3,467 万円（同 3.4%）、遺族（補償）一時金 273 万円（同 0.1%）、葬祭（料）給付 398 万円（同 0.1%）、介護（補償）給付 4,748 万円（同 1.2%）、各種年金給付 22 億 1,395 万円（同 55.5%）、二

次健康診断等給付 1,393 万円（同 0.3%）となっており、各種年金給付が平成 5 年度以降毎年、支払総額の約 5 割を占めている。

これを、前年度と比較してみると、療養（補償）給付 5,551 万円減（-5.0%）、休業（補償）給付 3,281 万円減（-5.8%）、障害（補償）一時金 1,637 万円減（-10.8%）、遺族（補償）一時金 590 万円減（-68.3%）、葬祭（料）給付 791 万円減（-66.5%）、介護（補償）給付 113 万円減（-2.3%）、各種年金給付 1 億 3,177 万円減（-5.6%）、二次健康診断等給付 74 万円増（5.6%）となっている。

（２）労災保険年金支給関係

平成 27 年度における労災年金受給者は 1,540 人で、前年度末より 29 人減少した。

年金の種類別に見ると、傷病（補償）年金 40 人（労災年金受給者比 2.6%）、障害（補償）年金 594 人（同 38.6%）、遺族（補償）年金 901 人（同 58.5%）、石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金 5 人（同 0.3%）となっている。

（３）業務上疾病にかかる支給決定状況

平成 27 年度における業務上疾病の支給決定件数は 513 件（平成 26 年度 469 件）であった。

ア 脳・心臓疾患にかかる請求件数は 4 件で、支給決定件数は 0 件であった。

イ 精神障害にかかる請求件数は 5 件で、支給決定件数は 1 件であった。

ウ 石綿による疾病の請求件数は 3 件で、支給決定件数は 2 件であった。石綿健康被害救済法にかかる請求、支給決定件数は 0 件であった。

（４）社会復帰促進等事業利用状況

平成 27 年度における義肢等の支給・修理の支払状況は 1,419 万円で、前年度と比較して 361 万円（34.2%）の増額となった。

外科後処置の支払状況は 3,035 円であった。

振動障害者社会復帰援護金、旅費の申請はなかった。

アフターケア委託費の支払状況は 2,607 万円で、前年度に比較して 189 万円（7.8%）の増額となり、アフターケアの通院費の支払状況は 43 万円であった。

職業安定部編

1 平成27年度労働市場の概況

全国の雇用失業情勢は、完全失業率（季節調整値）が平成27年4月に3.4%、平成28年3月では3.2%となり、平成27年度は3.2%~3.4%の間で推移した。

有効求人倍率（季節調整値）は平成27年4月に1.19倍、平成28年3月には1.43倍となり、概ね年間を通し前月を上回る上昇傾向で推移した。

県内の経済情勢は、消費者マインドなど一部に弱い動きもみられたものの底堅く推移し、緩やかな回復が継続した。

県内の主要観光地の状況では、出雲大社の大遷宮や松江自動車道の開通の効果の一巡から大きな需要があった平成25年度に及ばないものの、平成27年には松江城の国宝指定もあり観光入込客延べ数は、ここ数年はほぼ同水準で推移した。

生産活動を業種別にみると製造業のうち電気機械関連では、スマートフォン・タブレット端末、車載向け電子部品、デバイスが堅調に推移し、鉄鋼、金属製品及び一般機械は国内向けは、一部業種で弱含み又は一服感はあるものの国外向けは堅調に推移した。

食料品は、堅調な観光需要などを背景に安定した水準を維持し、木材・木製品は在庫調整が進み、生産活動は総じて増加傾向で推移した。

設備投資を前年度と比較すると企業収益の改善により製造業では増加し、非製造業では小売や金融、保険などで増加がみられた。

公共工事請負金額を、前年度と比較すると道路工事、耐震工事、災害復旧工事など全体で概ね前半期では減少し、後半期には増加した。

平成27年度の新規求人数を前年度と比較すると、5、6月を除いて増加傾向で推移し、7.7%の増加となったが、これは昭和60年度以降で最も多い。

一方、新規求職申込件数は年間を通して減少傾向で推移した。

県内の雇用情勢は、各種政策の効果が下支えするなかで、雇用条件の改善傾向や堅調な民需に支えられた景気が回復基調で推移したことから、前年度に比べ月間有効求人数が増加する一方、月間有効求職者数は減少する等、人手不足などの新たな課題を含みつつも総じて緩やかな改善傾向で推移した。

(1) 一般職業紹介状況

ア 求職の状況

平成27年度の新規求職申込件数は、35,747件で前年度と比較し1,104件（3.0%）減少した。

月間有効求職者数は、141,478人で新規求職申込件数の減少に伴い、前年度と比較し7,335人（4.9%）の減少となった。

新規常用求職者（パートを含む）の態様別状況をみると、前年度と比較し求職者全体で3.3%減少し、在職者は3.6%増加、離職者は5.5%減少、無業者は9.7%減少した。

また、新規常用求職者のうち雇用保険受給資格者は前年度と比較し5.5%、雇用保険

受給者以外は2.6%それぞれ減少した。

イ 求人の状況

平成27年度の新規求人数は、70,587人で前年度と比較し5,074人(7.7%)増加した。

産業別にみると、前年度と比較し製造業で9.8%、情報通信業で36.3%、卸売業、小売業で17.7%、宿泊業、飲食サービス業で3.2%、生活関連サービス業、娯楽業で7.2%、医療、福祉で6.4%、サービス業で11.4%などで増加した一方、建設業で3.5%、運輸、郵便業で3.6%減少した。

ウ 求人倍率の状況(学卒を除きパートを含む)

平成27年度の新規求人倍率は、1.97倍で前年度を0.19ポイント上回った。

新規求職申込件数は35,747件で前年度と比較し1,104件(3.0%)減少し、新規求人数は70,587人で前年度と比較し5,074人(7.7%)増加した。

有効求人倍率は、1.30倍で前年度を0.13ポイント上回った。

月間有効求職者数は141,478人で前年度と比較し7,335人(4.9%)減少し、月間有効求人数は184,287人で10,306人(5.9%)増加した。

平成27年度中の月次の有効求人倍率(季節調整値)の推移をみると、平成27年4月の1.19倍から5月、6月、7月、8月、9月は1.20倍台で推移し、10月以降では1.31となり1月までは1.3倍台で移行し、平成28年2月は1.42倍、3月には1.43倍であった。

エ 人材不足等の状況

従来から建設の職業、福祉関連の職業、自動車運転の職業などは人材不足となる傾向がある一方、事務の職業などでは求職者数が多数となっており、求人数、求職数にアンバランスが生じるミスマッチの状況がある。

平成26年度は、雇用情勢の改善に伴い人材不足の状況が従来以上に顕著化したが、平成27年度も引き続き人材不足が続いていた。

オ 就職の状況

平成27年度の新規就職件数は、全数(一般、パート合計)で15,657件となり前年度と比較し2.4%減少した。

雇用形態別を前年度と比較すると一般就職者で3.3%、パートタイム就職者で1.2%それぞれ減少した。

新規求職者に対する就職率は、全数で43.8%となり、前年度を0.03ポイント上回った。

また、新規求人数に対する充足率は全数で21.0%となり、前年度を2.4ポイント下回った。

(2) 中高年齢者の職業紹介状況

中高年齢者(45歳以上)の新規求職申込件数は、前年度比0.7%減少し14,220人(うち55歳以上は同0.3%増加の8,484人)となり、新規求職者全数に占める割合は39.8%(55歳以上は23.7%)で、前年度を1.0ポイント(55歳以上は0.8ポイント)上回った。

また、月間有効求職者数は 61,670 人（55 歳以上は 38,162 人）で、前年度比 4.1% 減少（55 歳以上は 3.5% 減少）し、月間有効求職者の全数に占める割合は 43.6%（55 歳以上は 27.0%）となった。

有効求人倍率（パート除く常用）は、1.04 倍（前年度 0.97 倍で 0.07 ポイント上昇）、55 歳以上では 1.14 倍（前年度 1.07 倍で 0.07 ポイント上昇）と前年度を上回り、一般常用求職者全体の求人倍率 1.02 倍を上回っている。

こうした状況の中、就職件数は 5,914 件（うち 55 歳以上は 2,980 件）で、前年度より 5.6%（55 歳以上は 5.1% 増加）増加し、就職率は 41.6%（55 歳以上は 35.1%）で、前年度を 2.5 ポイント（55 歳以上は 1.6 ポイント上昇）上昇した。

なお、パートタイム（常用）の職業紹介状況は、新規求職申込件数が 6,290 人で前年度比 2.3% 減少、月間有効求職者数が 28,373 人で同 4.3% 減少したものの、就職件数は 2,490 人で同 10.2% 増加した。

（３）障害者の職業紹介状況

障害者の新規求職申込件数は、前年度比 6.6% 増加の 1,396 件であった。

うち、身体障害者が 344 件、知的障害者が 288 件、精神障害者は 649 件となっている。

また、発達障害者及び難治性疾患患者も件数は少ないものの増加している。

就職件数は、関係機関と連携し企業に対する積極的な雇用指導や各種支援制度の活用等に努めたことにより、前年度比で 16.3% 増加の 876 件となり、11 年連続で過去最高を更新している。

なお、就職率（新規求職ベース）でみると 62.8% と、前年度を 5.3 ポイント上回った。

事業の縮小等に伴い解雇された障害者は 7 人で、前年度から 2 人減少し、4 年連続で 1 桁の人数であった。

平成 27 年度末における有効中の求職者は 1,402 人となり、前年同期比で 2.7% の減少となった。

（４）新規学校卒業者の職業紹介状況

ア 中学校

平成 28 年 3 月新規中学卒業者を対象とする県内求人数は 6 人で前年度と同数となった。

就職希望者は 5 人で前年度比 25.0% の増加となった。

また、就職者数は、4 人で前年度と同数であった。

なお、前年度と同様、全員が県内就職者であった。

イ 高等学校

平成 28 年 3 月新規高等学校卒業者を対象とする県内求人総数は 2,090 人で、前年度比 1.3% 増加した。

就職希望者（学校または安定所の紹介を希望する者）は 1,289 人で、前年度比 6.5% 減少した。この結果、求人倍率は 1.62 倍となり前年を 0.12 ポイント上回った。

平成 28 年 4 月末現在の就職者数は 1,287 人で前年度比 6.6% 減少した。

このうち県内就職者数は876人で前年度比11.3%減少し、県内就職率も68.0%で前年を3.5ポイント下回った。

(5) 職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等

ア 民営職業紹介事業

平成28年3月31日現在の民営職業紹介許可事業所数は、有料職業紹介事業所が35所、無料職業紹介事業所が17所となっている。これらの事業所の取扱職種の範囲は、有料職業紹介事業では、「全職種」が22所、「専門・技術・管理・事務」が2所、「看護師・家政婦(夫)・家庭サービス」が4所、「介護職」、「運輸の職業(バスガイドを含む)」が各2所、「モデル」、「配せん人」、「芸能家」が各1所となっている。また、無料職業紹介事業は、「全職種」が10所、「福祉人材」、「農業作業従事者」が各2所、「薬剤師」、「看護師等」、「出向等」が各1所となっている。

イ 労働者派遣事業

平成28年3月31日現在の労働者派遣事業許可・届出による労働者派遣事業所数が196所、うち(旧)特定労働者派遣事業所が164所である。

(6) 外国人労働者の雇用状況

平成27年10月31日現在の外国人雇用状況届出の状況によると、外国人を雇用している事業所は前年同期と比べ26事業所(5.7%)増加し、479事業所となっている。

産業別では、「製造業」で196事業所、「卸売業、小売業」で43事業所、「宿泊業、飲食サービス業」で39事業所などとなっている。

また、雇用されている外国人労働者は前年同期と比べ335人(13.7%)増加し、2,77人となっている。

産業別では、「製造業」で1,186人、「サービス業(他に分類されないもの)」^(注1)で854人、「卸売業、小売業」で141人などとなっている。

国籍別にみると、中国(香港等を含む)が36.3%(1,008人)を占め、次いで、ブラジルが29.7%(825人)、フィリピンが9.7%(268人)となっている。

在留資格別では、「身分に基づく在留資格」^(注2)が45.2%(1,256人)と最も多く、「技能実習」が42.9%(1,191人)、「専門的・技術的分野の在留資格」が8.6%(240人)となっている。

(注1)「サービス業(他に分類されないもの)」には、廃棄物処理業、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

(注2)「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

(7) 求職者支援訓練の実施状況

ア 求職者支援訓練の認定状況及び定員充足状況

平成27年度の認定数は、基礎コースが10コース、132人、実践コースが19コース、318人となっている。また、受講者数は、基礎コースが65人、実践コースが128人と

なっており、定員数に対する充足率は、基礎コースが 72.2%、実践コースが 61.5%となっている。

イ 求職者支援訓練修了者等の就職状況(訓練修了3ヶ月後)

平成 27 年度の訓練修了 3 ヶ月後の就職率は、基礎コース 58.8%、実践コース 76.6%となっている。

ウ 職業訓練受講給付金の支給状況

平成 27 年度の支給状況は、公共職業訓練が 386 件、39,776,236 円、求職者支援訓練が 144 件、14,826,550 円となっている。

エ 認定職業訓練実施奨励金の支給状況

平成 27 年度の支給状況は、基本奨励金が基礎コースで 6 件、8,409,000 円、実践コースで 15 件、23,760,000 円、付加奨励金が実践コースで 15 件、9,419,000 円となっている。

2 平成 27 年度雇用保険業務の概要

(1) 適用業務

ア 適用事業所

平成 28 年 3 月 31 日現在の雇用保険適用事業所数は 13,548 事業所で前年度より 0.9% 減少 (120 事業所) した。

産業別構成比をみると、「建設業」18.0%、「卸売,小売業」18.0%、「医療,福祉」11.7%、「製造業」11.4%、「サービス業(他に分類されないもの)」9.6%、「その他」24.6%となっている。

規模別の構成比は、「5 人未満」で 58.3%と最も高く、次いで「5~29 人」32.6%、「30~99 人」6.6%、「100~499 人」2.2%、「500 人以上」0.3%となっている。

イ 被保険者

平成 28 年 3 月 31 日現在の雇用保険被保険者数は 199,243 人で、前年度より 0.4%(703 人) 増加した。このうち高年齢継続被保険者は 9,895 人で前年度より 9.6% (863 人) 増加し、短期雇用特例被保険者は 92 人で同 13.6% (11 人) 増加した。

男女別にみると、男性 105,741 人(構成比 53.1%)、女性 93,502 人(同 46.9%)で、前年度より男性は 0.1% (103 人) 減少し、女性は 0.9% (806 人) 増加した。

産業別構成比をみると、「医療,福祉」20.5%、「製造業」19.0%、「卸売,小売業」13.2%、「建設業」9.8%、「サービス業」8.0%、「その他」26.7%となっている。

また、規模別の構成比は、「100~499 人」27.8%、「5~29 人」24.6%、「30~99 人」22.8%、「500 人以上」17.7%、「5 人未満」7.0%となっている。

ウ 被保険者資格の取得・喪失

平成 27 年度の資格取得件数は 33,127 件で、前年度より 112 件 (0.3%) 減少し、資格喪失件数は 30,967 件で、前年度より 822 件 (2.6%) 減少した。

喪失件数のうち事業主都合による解雇者数は 2,148 件で、前年度より 474 件 (18.1%) 減少した。

(2) 給付業務

ア 一般被保険者に対する求職者給付

(ア) 受給資格決定件数

受給資格決定件数は9,427件で、前年度より681件(6.7%)減少した。

これを男女別にみると、男性3,874件(構成比41.1%)、女性5,553件(同58.9%)であり、男性は前年度より212件(同5.2%)減少し、女性も同469件(同7.8%)減少した。

(イ) 受給者実人員

受給者実人員は月平均2,595人で、前年度より321人(11.0%)減少した。

これを男女別構成比で見ると、男性1,040人(40.1%)、女性1,555人(59.9%)で、男性は前年度に比べ70人(6.3%)減少し、女性は同251人(13.9%)減少した。

年齢等区分別にみると、前年度に比べ「29歳以下」は54人(13.2%)、「30歳～44歳」は94人(12.7%)、「45歳～59歳」は121人(13.4%)、「60歳以上」は45人(7.6%)と全ての年代で減少した。

公共職業安定所別にみると、前年度に比べ松江所で131人、出雲所で104人、益田所で31人、雲南所で54人、石見大田所で9人それぞれ減少し、浜田所で6人増加した。

(ウ) 支給総額

求職者給付の支給総額は3,721,739千円で、前年度より474,674千円(11.3%)減少した。

イ 就職促進給付

再就職手当支給人員は3,240人で、前年度に比べ64人(1.9%)減少した。

また、就業促進定着手当支給人員は、1,306人で、前年度に比べ697人(114.4%)増加した。

就職促進給付支給総額は1,134,459千円で、前年度に比べ51,250千円(4.7%)増加した。

ウ 高年齢継続被保険者に対する求職者給付

高年齢求職者給付の受給者は1,390人で、前年度に比べ69人(5.2%)増加した。

支給総額は281,907千円で前年度に比べ16,923千円(6.4%)増加した。

エ 短期雇用特例被保険者に対する求職者給付

短期雇用特例求職者給付の受給者は139人で、前年度に比べ28人(16.8%)減少した。

支給総額は25,064千円で、前年度に比べ4,851千円(16.2%)減少した。

オ 雇用継続給付

(ア) 高年齢雇用継続給付

基本給付金の受給資格確認件数は1,302件で、前年度に比べ103件(7.3%)減少し、受給者実人員は28,064人で同427人(1.5%)増加した。

また、再就職給付金の受給要件確認件数は0件で前年度に比べ1件減少し、受給者実人員は0人で前年度と比べ25人減少した。

支給総額は619,486千円で、前年度に比べ14,792千円(2.4%)増加した。

(イ) 育児休業給付

基本給付金の受給資格確認件数は2,017件で、前年度に比べ67件(3.4%)増加し、受給者実人員は18,228人で同1,007人(5.8%)増加した。

支給金額は2,020,140千円で、前年度に比べ269,325千円(15.4%)増加した。

(ウ) 介護休業給付

介護休業給付金の受給者数は65人で、前年度に比べ8人(14.0%)増加した。

支給総額は10,804千円で、前年度に比べ732千円(7.3%)増加した。

カ 教育訓練給付

一般教育訓練給付金の受給者数は672人で、前年度に比べ26人(3.7%)減少した。

また、専門実践教育訓練給付金の支給が平成27年度から開始され、32人に支給した。

支給総額は20,272千円で、前年度に比べ2,116千円(11.7%)増加した。

キ 日雇労働被保険者に対する求職者給付

受給者実人員は79人(月平均7人)で、前年度に比べ18人(18.6%)減少した。

支給総額は3,101千円で、前年度に比べ721千円(18.9%)減少した。

ク 受給者の就職状況

受給者の就職件数は4,564件で、前年度に比べ129件(2.7%)減少した。

なお、雇用保険受給者のうち早期に就職した者の比率(基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分2以上残して再就職手当を受給する者の受給資格決定件数に対する比率)は、28.7%となっている。

ケ 不正受給の状況

不正受給件数は13件で、前年度に比べ3件(18.8%)減少した。

不正受給金額は1,727千円で、前年度に比べ2,422千円(58.4%)減少している。

雇用環境・均等室編

1 労働時間等設定改善関係

平成 27 年 1 月に「島根労働局働き方改革推進本部」を設置し、労働局幹部職員が県内の労使団体や主要企業のトップに対して「働き方改革」の要請を行っており、平成 27 年度中は、33 の団体・企業に要請を行った。

また、労働時間等の設定の改善を促進するため、「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置し、事業場を個別訪問して、多様な働き方に対応した労働時間等の改善、休日や休暇をより労働者の生活ニーズに適合したものに改善する取組について、具体的なアドバイスを無料で提供した。

なお、労働時間等の設定の改善を推進するため、平成 27 年度の職場意識改善助成金（職場環境改善コース、所定労働時間短縮コース、テレワークコース）について、積極的な活用を促した。

2 女性の活躍推進

女性がその能力と個性を十分に発揮できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が、平成 28 年 4 月から全面施行されることにより、常時雇用労働者数 301 人以上の企業は一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表等の義務（300 人以下企業は努力義務）が課されることになったことから、本法律の周知・徹底を図るため、「女性活躍推進法等説明会及び相談会」を県内 4 か所で開催した。

さらに、義務企業に対する法履行確保を図るために、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定個別相談会」を 3 日間開催するとともに、個別訪問等により行動計画策定届の早期提出を促した。

3 男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

（1）男女雇用機会均等法に基づく相談対応及び紛争解決援助

225 件の相談が寄せられ、うちセクシュアルハラスメントに関するものが 37 件（16.4%）、母性健康管理に関するもの及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関するものがそれぞれ 32 件（14.2%）であった。特に、労働者からのセクシュアルハラスメントに関する相談は、28 件（前年度 16 件）と増加した。

相談のうち、紛争解決援助の申出は 4 件であった。

（2）男女雇用機会均等法に基づく行政指導の実施等

ア 指導

123 事業所を対象に男女雇用機会均等法第 29 条に基づく報告徴収を行った。このう

ち何らかの法違反が認められたものは、72 事業所で、224 件の是正指導を行った。

このほか、雇用管理の実態に男女間格差が見受けられた場合は、格差解消に向けて、ポジティブ・アクションに取り組むよう促す助言を 66 事業所に対し行った。

イ 周知

平成 27 年 1 月 23 日付けで改正された男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の解釈通達について、労働局、安定所及び関係機関が主催する説明会等を利用し周知徹底した。

また、妊娠・出産・育児期における各種制度についての資料を作成し、各市町村の母子保健窓口、産婦人科医院、保育所等を通じて女性労働者等に周知を図った。

4 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

(1) 育児・介護休業法に基づく行政指導の実施等

ア 相談対応

513 件の相談が寄せられ、うち育児関係の相談が 366 件（71.3%）、介護関係の相談が 147 件（28.7%）と、前年度に比べ育児関係が 36 件、介護関係が 26 件増加した。

イ 指導

91 事業所を対象に育児・介護休業法第 56 条に基づく報告徴収を行った。このうち育児休業の取得や育児・介護休業制度等に何らかの法違反が認められたものは 83 事業所で、329 件の是正指導を行った。

ウ 周知

企業において育児・介護休業や短時間勤務制度等の規定が適切に整備され、制度として定着し、育児休業等の取得による不利益取扱いが生じないように、あらゆる機会を活用し育児・介護休業法の周知徹底を図った。

(2) 両立支援等助成金の活用

仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を支援するため、「両立支援等助成金」を活用しつつ、育児休業や短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を図った。

支給件数	事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	1件
	子育て期短時間勤務支援助成金	0件
	中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース	7件
	期間雇用者継続就業支援コース	2件
	育休復帰支援プランコース	10件

(3) 次世代育成支援対策推進法の施行

次世代育成支援対策推進法の改正により法の有効期限が平成37年3月31日まで延長されたことから、常時雇用労働者数101人以上の義務企業はもとより、100人以下の努力義務企業に対しても行動計画の策定・届出等を促した。

平成28年3月末における行動計画策定届の届出状況は、101人以上の企業が240社（届出

率97.6%)、100人以下の企業が266社であった。

また、「くるみん」認定基準（平成27年4月改正）及び「プラチナくるみん」認定制度（平成27年4月創設）について、あらゆる機会を活用して周知を図った。

平成27年度の「くるみん」認定企業数は7社（うち新規5社）であった。

5 パートタイム労働対策の推進

(1) パートタイム労働法に基づく行政指導の実施等

ア 相談対応

86件の相談が寄せられ、そのうち労働条件の文書交付等に関するものが15件(17.4%)、相談体制の整備に関するものが14件(16.3%)であった。

イ 指導

短時間労働者の多い業種の事業所116事業所を対象に、パートタイム労働法第18条に基づく報告徴収を行った。このうち何らかの法違反が認められたものは、98事業所で、238件の是正指導を行った。

ウ 周知

平成27年4月に改正施行されたパートタイム労働法について、事業主等が正確な理解を得られるよう、あらゆる機会を活用し説明等を行い、周知徹底を行った。

(2) 短時間労働者の能力発揮のための雇用環境整備

短時間労働者を雇用する管内の企業を訪問し、短時間労働者の納得性を高め、能力発揮を促進するための職務分析・職務評価の導入支援を11企業に対して行い、全ての企業が職務分析・職務評価を実施した。

6 個別労働紛争解決制度の運用状況

(1) 総合労働相談等の状況

ア 総合労働相談の状況

平成27年度の総合労働相談は、5,355件であった。

相談者の種類は、労働者が2,994件、事業主が1,458件で、労働者からの相談が55.9%を占めている。

相談（区分）としては、延べ7,021件のうち「法令・制度の問い合わせ」が3,756件で、「民事上の個別労働紛争」が1,804件などであり、「法令・制度の問い合わせ」が53.5%を占めている。

イ 民事上の個別労働紛争相談の状況

平成27年度の民事上の個別労働紛争相談は1,804件であった。

相談者の種類は、労働者が1,453件、事業主が149件となっており、労働者からの相談が80.5%を占めている。

相談内容からみた労働者の形態では、正社員が661件、パート・アルバイトが298

件となっており、正社員が 36.6%を占めている。

相談内容の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が 601 件、「自己都合退職」が 380 件、「解雇」が 208 件となっており、この 3 項目で全体の 5 割以上を占めている。

(2) 個別労働紛争解決制度における助言・指導、あっせん状況

ア 労働局長の助言・指導状況

申出件数	処理状況			処理状況（終了区分）	
	口頭助言	文書助言	取下げ・打切り	解決	未解決
64	61	0	3	53	8

イ 紛争調整委員会によるあっせん状況

申請件数	処理状況（終了区分）				
	あっせん委任	合意の成立	打切り (合意せず)	打切り (不参加)	取下げ
30	28	7	12	9	2

平成28年8月